

平成 16 年（行ウ）第 68 号 公金支出差止等請求事件
 原告 村越 啓雄 外 50 名
 被告 千葉県知事 外 2 名

準備書面（18）

平成 20 年 5 月 30 日

千葉地方裁判所民事第 3 部合議 4 係 御中

被告千葉県知事外 2 名訴訟代理人

弁護士 伴

義聖



被告千葉県知事外 2 名指定代理人

鈴木	信行
川島	子



被告千葉県知事指定代理人

高澤	秀昭
古谷野	克己
青木	高臣
元吉	博保
松丸	忠幸
永田	一海



被告千葉県水道局長指定代理人

海保	芳久
大類	直樹
高野	幸宏



被告千葉県企業庁長指定代理人

鈴 鹿 春

雄



柏 原 憲

夫



篠 原 健

一



土 屋 直

隆

第1 河川法及び水資源開発促進法による千葉県知事に対する意見聴取についての補充

八ッ場ダム建設事業の関係法令における位置付け等については、被告らの準備書面（1）の2（1）ないし（3）（3～9頁）において述べたところであり、また、八ッ場ダム建設事業費の関係都県等の負担割合等を定めた特定多目的ダム法4条に基づく「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」の作成・変更する際の同法に定められた関係都道府県知事としての千葉県知事及びダム使用権設定予定者としての千葉県知事に対する意見照会とこれに対する意見については、被告らの準備書面（3）の第1の2（1）（9頁）において詳述したところである。

以下、八ッ場ダム建設事業に関して、河川法及び水資源開発促進法に定められた関係都県知事に対する意見聴取に対し千葉県知事が提出した意見の内容等について説明し、被告らの上記準備書面（1）及び同（3）を補充する。

- 1 河川法に基づく費用負担を求めることに対する千葉県知事の意見
治水に係る費用の負担については、被告らの準備書面（3）の第1の1（5～7頁）で述べたように、河川法63条1項及び2項では、国土交通大臣が行う河川の管理に要する費用の一部を受益都府県に負担させようとするときは、あらかじめ、当該都府県の知事の意見を聽かなければならないとされている。

(1) 八ッ場ダムを含む利根川上流部の多目的ダム建設事業についての都県別負担割合については、建設大臣（現国土交通大臣）から、昭和56年1月22日付けの「利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用（洪水調節に係るものに限る。）についての関係都県の負担割合について」により、河川法63条1項の規定に基づく千葉県の負担割合について同条2項の規定により意見を求められたのに対し、千葉県知事は、昭和56年2月20日

付けて異議のない旨の回答を行っている（乙309号証）。そして、建設大臣から、昭和56年3月2日付けで利根川上流部の多目的ダム建設事業についての都県別負担割合が定められ、通知されている（乙49号証）。

(2) その後、国土交通大臣は、八ッ場ダムの目的に流水の正常な機能の維持が加わったことによる負担を求めるため、平成15年12月8日付け「八ッ場ダムの建設に要する費用の負担について（照会）」により意見を求めたのに対し、千葉県知事は、平成16年3月24日付けで異議がない旨の回答を行っている（乙310、乙311号証）。そして、国土交通大臣から、平成16年9月28日付けで利根川上流部の多目的ダム建設事業についての都県別負担割合が定められ、通知されている（乙50号証）。

(3) なお、河川法63条2項による受益都府県知事の意見については、被告らの準備書面（6）の第2の2（2）イ（10頁）及び同書面（15）の1（2）（4頁）において述べたとおり、国土交通大臣を拘束するものではないとされている（河川法研究会編著「逐条解説河川法解説」327頁）。

また、被告らの準備書面（1）の2（1）（4頁）1行目において、「改正前河川法9条1項及び2項」とあるのは「改正前河川法16条1項」と訂正する。

2 水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画の決定・変更に係る千葉県知事の意見

被告らの準備書面（1）（5頁）で述べたとおり、水資源開発促進法4条1項の水資源開発基本計画を決定しようとするときは、同項の規定により関係都道府県知事の意見及び国土審議会の意見を聞くこととされている。また、同基本計画を変更しようとするときも、同条5項において準用する同条1項の規定により関係都道府県知事の意見及び国土審議会の意見を聞くこととされている。

- (1) ハッ場ダム建設事業が実施される利根川水系については、昭和37年8月17日の閣議決定を経て、利根川水系に係る水資源開発基本計画が決定され（昭和37年8月20日総理府告示第30号。乙7号証）、その後22回の変更等（最終変更は平成14年12月10日）を経て、昭和51年4月の変更から現行の「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」となっている。
- (2) ハッ場ダム建設事業は、昭和51年4月16日の閣議決定を経て決定された上記利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（昭和51年4月21日総理府告示第19号。乙8号証）に初めて位置付けられたものである。
- (3) また、昭和63年2月の変更では、ハッ場ダム建設事業の予定期について「昭和42年度から昭和75年度まで」と追加されているが、この変更のための意見聴取が内閣総理大臣から昭和62年12月1日付で求められ、千葉県知事は、昭和62年12月22日付で要望を付して同意する旨の回答を行っている（乙48号証）。そして、内閣総理大臣は、昭和63年2月2日の閣議決定を経て利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画を変更（昭和63年2月6日総理府告示第3号。乙9号証）したものである。
- (4) さらに、平成13年9月の変更では、ハッ場ダム建設事業の予定期を昭和42年度から平成22年度までとする変更が行われているが、この変更のための意見聴取が平成13年6月7日付で国土交通大臣から求められ、これに対し千葉県知事は、平成13年7月18日付で異議がない旨の回答を行っている（乙312、乙313号証）。そして、国土交通大臣は、平成13年9月14日の閣議決定を経て水資源開発基本計画を変更（平成13年9月18日国土交通省告示第1458号。乙10号証）したものである。

なお、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画は、平成14年12月10日に一部変更が行われ、現行の基本計画になっているが、当該一部変更は、思川開発事業等の一部変更や群馬用

水施設緊急改築事業を追加するもので、ハッ場ダム建設事業に関するものではない。

(5) また、現在国土交通省において、ハッ場ダム建設事業の予定期を昭和42年度から平成27年度までとする等、ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更の手続が行われていることに伴い、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の変更手続が進められているところである。そして、この計画変更について、国土交通大臣から平成20年1月17日付け千葉県知事に対して意見を求められ、これに対し千葉県知事は、平成20年4月30日付けで異議のない旨回答している（乙314、乙315号証）。

第2 ハッ場ダム使用権の設定に関する補充

特定多目的ダム法4条に基づくハッ場ダムの建設に関する基本計画は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都県知事及びダム使用権設定予定者の意見を聴いて、昭和61年7月10日に作成されており、このことは、被告らの準備書面（1）の2（3）（7～9頁）、同書面（3）の第1の2（1）（7～9頁）に述べたとおりであるが、同法15条に基づく千葉県のダム使用権の設定の申請等について、以下のとおり補充する。

1 千葉県におけるハッ場ダム建設事業への参画の利水上の必要性については、被告ら準備書面（1）の5の（2）（14～17頁）で述べたとおりであるが、上水道については、西部圏域広域的水道整備計画において、県内には有力な水源が乏しいため利根川水系の水資源開発を促進することと県の西部地域と東部地域の一部は「千葉県環境保全条例」に基づき地下水の採取が規制されていることから、また、工業用水道については、千葉地区工業用水道事業における水源の安定化を図る必要があることから、それぞれハッ場ダムに参画することとし、昭和60年11月9日に特定多目的ダム法15条の規定に基づき、

建設大臣（現国土交通大臣）に八ッ場ダムの使用権の設定を申請したもの（乙41、乙45号証）である。この申請を受け、建設大臣は、昭和60年11月の八ッ場ダムの建設に関する基本計画（案）に千葉県等をダム使用権設定予定者と位置付け、同法4条に基づき関係都県知事及びダム使用権設定予定者の意見聴取をし、関係都県知事としての千葉県知事は、県議会の議決を経た上で、昭和61年3月25日付で同意する旨回答し、また、ダム使用権設定予定者（水道用水、工業用水）としての千葉県知事も、同日付で同意する旨回答している（乙14号証の1ないし乙16号証の3。他の関係都県知事及びダム使用権設定予定者についても同じ。）。これを受けた建設大臣は、昭和61年7月10日に「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」を作成したものである（乙11号証）。

2 また、前述のとおり、現在国土交通省において、八ッ場ダム建設事業の工期変更を昭和42年度から平成27年度までとする等、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更手続が行われているところであるが、この計画変更について、国土交通大臣から平成20年1月11日付で関係都県知事としての千葉県知事及びダム使用権設定予定者（水道用水、工業用水）としての千葉県知事に対して意見を求められ、関係都県知事としての千葉県知事は、県議会の議決を経た上で、平成20年3月28日付で意見を付して同意する旨回答し、また、ダム使用権設定予定者（水道用水、工業用水）としての千葉県知事も、同日付で意見を付して同意する旨回答したところである（乙316号証の1ないし乙318号証の3）。

なお、八ッ場ダム建設事業への参画が必要であることは、被告らの準備書面（17）（22・23頁、26～31頁、33・34頁）に述べたとおりである。

第3 原告らの準備書面（第16）に対する反論

原告らは、原告らの準備書面（第16）において、県の政策により財政が危機的状況にあり、八ッ場ダム建設事業には参画する必要がないにもかかわらず参画して費用負担をした財務会計行為には、看過し得ない著しい瑕疵がある旨縷々主張する。

しかし、八ッ場ダム建設事業に参画することは、本県における治水上及び利水上必要があるとの判断によるものであり、被告らは県議会の議決を経た上で同事業に参画しているものであって、このことは、被告らの準備書面（1）、同（3）、同（9）、同（10）、同（15）ないし同（17）で述べたとおりである。原告らの主張は、要するに政策論争の域を出るものではない。ちなみに、このようなことは本来事務監査請求（地方自治法75条）で行うべきこと（これについては被告らの準備書面（5）、同（7）、同（9）で再三指摘したところである。）であるため、本訴は住民訴訟制度の極端な濫用例と言わざるを得ないものである。

原告らの準備書面（第16）に対する被告らの主張は上述したところに集約されるが、以下必要な範囲において反論することとする。

1 原告らは、八ッ場ダムの完成時期が5年間延長されることにより、費用の負担増は不可避である旨主張する。

八ッ場ダム建設事業の工期については、現行の八ッ場ダムの建設に関する基本計画において「昭和42年度から平成22年度まで」とされているが、国土交通省は、代替地の見直し及びダム本体施工の見直しに伴い、工期を平成27年度末に変更することが必要であるとして（乙319号証16～18頁）、後記2のとおり、現在同計画の変更手続を進めているところである。

そして、事業費については、工期延期による要因、自然条件による設計・施工計画変更、生活再建対策の見直しによる対応、環境対策等の社会的要因などによりコスト増が生じるもの、コスト縮減技術委員会による提言や新工法・新技術の採用などによるコスト縮減の取り

組みにより、総事業費（4600億円）の変更はないとされている（乙319号証19～25頁）。また、この計画変更により千葉県分の負担額が増加するものでもない。

なお、原告らは工期の延長に伴い利息等が大幅に増加する旨主張するが、工事にかかる負担金は実績に応じて支払うものであるから、工期延長が直接利息の増加につながるものではない。

2 原告らは、本県財政の悪化の要因が、専ら幕張メッセなどをはじめとする大型公共事業と、そのための県債残高の増加によるものであると主張する。

しかし、財政悪化の要因は、県の歳入の柱である県税収入が伸び悩む一方、人件費や社会保障費などの義務的経費が増加していること、加えて国の三位一体改革以降地方交付税が大幅に削減されたことなど、複合的な要因によるものである。なお、千葉県では、こうした厳しい財政状況に対応するため、平成17年10月に「千葉県行財政システム改革行動計画（平成17年度～20年度）」（以下「本件行動計画」という。乙320号証）を策定し、全庁をあげて行財政改革に取り組んでいるところであり、各年度の予算については、本件行動計画を踏まえ、財政健全化を図りつつ県民のニーズに対応するものとして編成し、県議会の議決を経て定めているものである。

以上